川越市公衆浴場法施行条例（素案）の概要について

平成２４年９月
保健医療部　食品・環境衛生課

１　制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）が平成２３年８月３０日に公布されました。これに伴い、公衆浴場法が改正され、公衆浴場の設置場所の配置基準などに係る条例の制定に関する権限が埼玉県から川越市に移譲されることになりました。

そこで、必要な基準などを規定した「川越市公衆浴場法施行条例」を新たに制定しようとするものです。

２　制定の内容

(1) 公衆浴場の設置場所の配置基準

（例）・一般公衆浴場の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合は、その一般公衆浴場と現に存する一般公衆浴場との距離が３５０メートルに満たない場合とする。

・上記の場合における距離は、一般公衆浴場の本屋の最近の部分間を直線で測定するものとする。

(2) 営業者が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準

（例）・浴室及び脱衣室は、男女別に設け、外部から及び男女各室相互に見通すことができないようにし、かつその入口を男女別にすること。

・入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽内の湯水の誤飲をしないこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項並びに入浴料金及び営業時間の表示をすること。

・浴室には入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示する温度計を設けること。

・浴槽水は水質検査を行い、その記録を３年間保存すること。

・浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週１回以上完全に換水すること。

(3) 日常の衛生管理に係る責任者の選任等の届出

・営業者は、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名等を届け出なければならない。

3　施行予定日

平成２５年４月１日